

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2021年7月30日
【発行者の名称】	株式会社アーバンライク (URBAN Like INC.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉野 悟
【本店の所在の場所】	熊本県荒尾市万田1597番地2
【電話番号】	0968-64-3011
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 末政 道人
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三宅 卓
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内1丁目8番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社アーバンライク https://www.urban-like.co.jp 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲載されるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

5 当社の担当J-Adviserである株式会社日本M&Aセンターは、2021年6月24日の定時株主総会決議に基づき、会社分割による持株会社体制への移行及び商号変更を行い、2021年10月1日を効力発生日として、商号を「株式会社日本M&Aセンターホールディングス」に変更するとともに、吸収分割の方式により100%子会社である「株式会社日本M&Aセンター分割準備会社」（同日付で「株式会社日本M&Aセンター」に商号変更予定。以下、便宜上「新M&A社」といいます）に全事業を承継させる旨を公表しております。

J-Adviser業務についても、本吸収分割後は新M&A社に承継され、実態は何も変わらないとされてお

り、当社といたしましても、形式上は新M&A社が担当J-Adviserとなる見込みではありますが、実態としては株式会社日本M&AセンターのJ-Adviser業務の体制に変化があるものではなく、新M&A社を担当J-Adviserとして指定する予定です。

第一部【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第14期中	第12期	第13期
決算年月	自 2020年11月1日 至 2021年4月30日	自 2018年11月1日 至 2019年10月31日	自 2019年11月1日 至 2020年10月31日
売上高 (千円)	1,519,564	2,179,143	2,541,133
経常利益 (千円)	100,527	95,423	71,240
親会社株主に帰属する中間 (当期)純利益 (千円)	66,399	66,728	52,980
中間包括利益又は包括利益 (千円)	66,399	66,728	52,980
純資産額 (千円)	313,984	194,604	247,585
総資産額 (千円)	1,542,427	1,119,529	1,291,238
1株当たり純資産額 (円)	1,569.92	973.02	1,237.93
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	—	—	—
1株当たり中間(当期)純 利益 (円)	332.00	333.64	264.90
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	20.4	17.4	19.2
自己資本利益率 (%)	23.6	34.3	24.0
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	110,168	65,711	△108,875
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△73,824	△52,936	△73,882
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	37,945	△36,893	258,270
現金及び現金同等物の中間 期末(期末)残高 (千円)	403,774	253,973	329,485
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	65 〔6〕	42 〔2〕	52 〔3〕

- (注) 1. 当社は第14期中間期より中間連結財務諸表を作成しているため、第12期及び第13期中連結財務諸表については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第12期及び第13期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第14期中間連結会計期間における潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったことから、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
4. 1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

5. 株価収益率は当社株式が非上場であったため記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は期中の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
7. 「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第13期の連結財務諸表について監査法人ハイビスカスの監査を受けておりますが、第12期の連結財務諸表については、当該監査を受けておりません。また、第14期の中間連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、監査法人ハイビスカスの中間監査を受けております。
8. 2021年4月1日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間（当期）純利益を算定しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、主要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

（1）連結会社の状況

2021年4月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
住宅事業	49〔4〕
不動産事業	3〔－〕
その他	5〔1〕
全社（共通）	8〔1〕
合計	65〔6〕

（注）1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部及び経営企画部の人数であります。

（2）発行者の状況

2021年4月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
60〔5〕	33.2歳	2.08年	4,679

セグメントの名称	従業員数(名)
住宅事業	49〔4〕
不動産事業	3〔－〕
全社（共通）	8〔1〕

合計	60〔5〕
----	-------

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。

3. 全社（共通）として記載されている従業員数は管理部及び経営企画部の人員数であります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響がある中で、経済活動の再開により景気は徐々に回復に向かっておりましたが、感染症の再拡大により緊急事態宣言が再発令されるなど景気の先行きは不透明な状況であります。海外経済につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、米国新政権の発足、米中貿易摩擦、英国のEU離脱の影響など、我が国の景気を更に下押しするリスクに留意が必要な状況にあります。

住宅業界におきましては、国土交通省公表の全国の新設住宅着工数（持家）によると、2020年11月度は前年同月比で1.5%増、同年12月度は前年同月比で2.4%増、2021年1月度は前年同月比で6.4%増、同年2月度は前年同月比で4.3%増、同年3月度は前年同月比で0.1%増、同年4月度は前年同月比で8.8%増という推移となりました。また、当社の主要販売エリアとなる九州沖縄エリアにおいては、2020年11月度は前年同月比で6.4%減、同年12月度は前年同月比で1.4%減、2021年1月度は同年前月比で2.0%増、同年2月度は前年同月比で5.9%減、同年3月度は前年同月比で2.2%増、同年4月度は前年同月比で13.9%増となりました。更に、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により、協力会社からの部品供給に遅延が生じるなど、住宅業界に大きな影響を与えることとなりました。

このような経営環境下で当社グループでは、2020年11月にアーバンホーム佐賀店を開設し、2021年2月には熊本北部店の開設を行い商圏エリアの拡大に努めてまいりました。また、販売用地の取得についても、同業他社との仕入競争が激化しているものの、厳選した物件を積極的に購入していくことで、収益向上をはじめ、住宅事業の将来の受注獲得に向けた物件確保に注力してまいりました。

以上の結果、当中間連結会計期間の売上高は1,519,564千円、営業利益は95,644千円、経常利益は100,527千円、親会社株主に帰属する中間純利益は66,399千円となりました。なお、当中間連結会計期間は中間連結財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較は行っておりません。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

(住宅事業)

住宅事業におきましては、佐賀県佐賀市に佐賀店、及び熊本県熊本市北区に熊本市内2拠点目となる熊本北部店を開設いたしました。また、採用を強化し人員を増員するなど受注率の向上に注力してまいり

ました。この結果、当事業における売上高は1,256,155千円、セグメント利益は185,036千円となりました。

(不動産事業)

不動産事業におきましては、宅地分譲、仲介や自社分譲地にて建売に加えて賃貸管理業を開始しました。また、プロモーション活動としてはお客様の土地を探している同業他社の営業担当者と繋がるLINE公式アカウントを作成し、自社で所有する販売用地の価格や面積等の詳細を告知するなど集客に注力を行ってまいりました。この結果、当事業における売上高は219,229千円、セグメント利益は22,992千円となりました。

(その他)

その他におきましては、子会社である株式会社CEN0で受注獲得を強化する為、商圈エリア内である玉名店と柳川店で当社と工事請負契約を締結して頂いたオーナー様へエクステリアのプランニングを行い、売上向上、運営の充実に注力いたしました。この結果、当事業における売上高は44,516千円、セグメント損失は4,526千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ74,288千円増加し、403,774千円となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は次のとおりであります。なお、当中間連結会計期間は中間連結財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較は行っておりません。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは110,168千円の収入となりました。これは主に、税金等調整前中間純利益100,300千円、仕入債務の増加76,679千円、及び未成工事受入金の増加85,193千円があった一方で、たな卸資産の増加98,172千円及び法人税等の支払が11,538千円あったこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは73,824千円の支出となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出56,204千円があったこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは37,945千円の収入となりました。これは主に、長期借入れによる収入255,000千円があった一方で、長期借入金の返済による支出が220,290千円あったこと等によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループが営む事業では生産実績を定義することが困難であるため、生産実績は記載しておりません。

(2) 受注実績

当中間連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。なお、当中間連結会計期間は中間連結財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較は行っておりません。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
住宅事業	1,504,174	—	2,265,507	—
その他	66,717	—	29,263	—
合計	1,570,892	—	2,294,770	—

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. セグメント間の取引については相殺消去しております。
3. 不動産事業は受注活動を行っていないため記載しておりません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。なお、当中間連結会計期間は中間連結財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較は行っておりません。

セグメントの名称	金額(千円)	前年同期比(%)
住宅事業(千円)	1,256,155	—
不動産事業(千円)	219,229	—
その他(千円)	44,178	—
合計	1,519,564	—

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. セグメント間の取引については相殺消去しております。
3. 主たる販売先は不特定多数の一般消費者であり、販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10以上を占める相手先がないため、主な相手先別の販売実績の記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの経営方針及び対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は前連結会計年度の特定証券情報に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場時の前提となる契約に関し、以下に説明いたします。

担当J-Adviserとの契約の解除に関するリスクについて

当社グループは、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場予定企業です。

当社は、2019年7月31日に株式会社日本M&Aセンターとの間で、担当J-Adviser契約（以下、「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下、「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社日本M&Aセンター（以下、「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下、「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後3年間に於いて債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下、「産活法」という。）第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなことを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の

状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（ａ）及び（ｂ）に定める書面に基づき行うものとする。

（ａ）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法第２条第１６項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第５２条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（ｂ）規程第３１１条第１項第５号ただし書に規定する１年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- ａ 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- ｂ 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締

役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
 - （a） 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
 - （b） 甲が前号 c に規定する合意を行った場合、当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること
- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
 - （a） TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
 - （b） 前aの（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - （a） TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - （b） 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関の不当な制限

甲が発行する株式が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株式の権利の不当な制限

甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株式総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る議決又は決定

⑩ 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑪ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

⑫ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙は若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表において採用している重要な会計方針は、「第6【経理の状況】1.【中間連結財務諸表等】(1)【中間連結財務諸表】【注記事項】(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載のとおりであります。

また、この中間連結財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(資産)

中間連結会計期間末における総資産は、1,542,427千円（前連結会計年度末比251,189千円増）となりました。流動資産につきましては、1,230,849千円（同238,007千円増）となりました。これは主に、現金及び預金の増加74,289千円、未成工事支出金の増加122,517千円があったこと等によるものです。固定資産につきましては、311,577千円（同13,181千円増）となりました。これは主に、建物及び構築物の増加27,174千円があった一方で、土地の減少19,195千円があったこと等によるものです。

(負債)

当中間連結会計期間末における負債合計は、1,228,442千円（同184,789千円増）となりました。流動負債につきましては、779,090千円（同158,548千円増）となりました。これは主に、工事未払金の増加76,680千円及び未成工事受入金の増加85,194千円等によるものです。固定負債につきましては、449,352千円（同26,241千円増）となりました。これは主に、長期借入金の増加23,982千円等によるものです。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産は、313,984千円（同66,399千円増）となりました。これは、利益剰余金の増加66,399千円によるものです。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、以下の設備を取得いたしました。

2021年4月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)						従業員 数(名)
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
玉名店 (熊本県 玉名市)	住宅 事業	営業所	14,860	262	— (—)	—	343	15,466	10 (1)
琉球アー バンホーム (沖縄県 浦添市)	住宅 事業	営業所	5,478	347	— (—)	—	155	5,980	6 (1)
佐賀店 (佐賀県 佐賀市)	住宅 事業	営業所	6,715	419	— (—)	—	—	7,135	4

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品およびソフトウェアの合計であります。
 4. 従業員数の()は臨時従業員数を外書きにしております。
 5. 上記の他、営業所店舗を賃借しており、当中間連結会計期間の賃借料は、12,624千円であります。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

2021年4月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
熊本北部店 (熊本市 北区)	住宅事業	営業所	16,000	13,017	自己資金	2021年 2月	2021年 5月	—
Livment熊 本新屋敷 店 (熊本県 熊本市)	不動産事業	営業所	6,000	75	自己資金	2021年 4月	2021年 5月	—

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 完成後の増加能力につきましては計数把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数 (株)	未発行株式数 (株)	中間連結会計期間 末現在発行数 (株) (2021年4月30日)	公表日現在発行数 (株) (2021年7月30日)	上場金融商品取引 所名又は登録 認可金融商品取 引業協会名	内容
普通株式	800,000	600,000	200,000	216,500	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元 株式数 100株
計	800,000	600,000	200,000	216,500	—	—

- (注) 1. 2021年3月12日の取締役会決議により、2021年4月1日付で普通株式1株を1,000株に分割しております。これにより、発行済株式総数は199,800株増加し、200,000株となっております。
2. 2021年6月25日開催の取締役会において、ブックビルディング方式に準拠した特定投資家向け取得勧誘による新株式の発行を決議し、2021年7月27日に払込が完了いたしました。これにより公表日現在発行株数は16,500株増加し、216,500株となっております。
3. 2021年3月12日の取締役会決議により、定款変更が行われ、2021年4月1日付で発行可能株式総数は798,000株増加し800,000株となっております。
4. 2021年4月19日開催の臨時株主総会決議により、定款変更が行われ、2021年4月19日付で1単元を100株とする単元株制度を導入しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

第1回新株予約権（2021年1月29日 株主総会決議）

区分	最近中間連結会計期間末 現在 (2021年4月30日)	公表日の前月末現在 (2021年6月30日)
新株予約権の数（個）	20	20
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	20,000（注）1 （注）5	20,000（注）1 （注）5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,500（注）2 （注）5	1,500（注）2 （注）5
新株予約権の行使期間	自 2023年1月30日 至 2031年1月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,500 資本組入額 750 （注）5	発行価格 1,500 資本組入額 750 （注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡について	同左

	ては、取締役会の承認を要する。	
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は、1株とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による 1 株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。なお、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

① 普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合

1

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

② 時価を下回る価額で、普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{時価}}$

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{\text{既存発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既存発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

上記算式において、「既存発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

③ 上記の①及び②のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3. 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予

約権者の退任又は退職後の権利行使につき取締役会が認めた場合は、この限りでない。

- ② 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
- ③ 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- ④ 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
- ⑤ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

4. 組織再編行為時の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記注1. に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、上記注2. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

上記注3. に準じて決定する。

- ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

- ⑨ 新株予約権の取得条項

i. 新株予約権が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。

ii. 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

（ア）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

（イ）当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

（ウ）当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

iii. 当社は、新株予約権者が権利行使をする前に、上記新株予約権行使条件の定めにより新株予約権を行使することができなくなった場合、その他理由の如何を問わず権利行使をすることができなくなった場合、取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。

5. 2021年3月12日の取締役会決議により、2021年4月1日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

（３）【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年4月1日 (注) 1	199,800	200,000	—	10,000	—	—
2021年7月28日 (注) 2	16,500	216,500	94,545	104,545	94,545	94,545

(注) 1. 株式分割(1:1000)によるものであります。

(注) 2. ブックビルディング方式に準拠した特定投資家向け取得勧誘による新株式の発行

発行価格 11,460円

資本組入額 5,730円

割当先 法人15社

(6) 【大株主の状況】

2021年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
合同会社Jobs	福岡県大牟田市笹原町1丁目54番地2	90,000	45.00
吉野 悟	福岡県大牟田市	70,000	35.00
竹下 隆司	熊本県荒尾市	20,000	10.00
山瀬 倫生	熊本県玉名市	10,000	5.00
川田 悟	福岡県大牟田市	10,000	5.00
計	—	200,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 200,000	2,000	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	200,000	—	—
総株主の議決権	—	2,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2020年11月	12月	2021年1月	2月	3月	4月
最高（円）	—	—	—	—	—	—
最低（円）	—	—	—	—	—	—

（注）当社株式は、2021年7月28日付で東京証券取引所（TOKYO PRO Market）へ上場したため、それ以前の株価について該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前連結会計年度に係る特定証券情報の公表日後、本書公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1999年大蔵省令第24号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。
- (3) 当社は前中間連結会計期間(2019年11月1日から2020年4月30日まで)の中間連結財務諸表は作成していないため、前中間連結会計期間に係る比較情報は記載しておりません。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2020年11月1日から2021年4月30日まで)の中間連結財務諸表について、監査法人ハイビスカスの中間監査を受けております。

1. 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年10月31日)	当中間連結会計期間 (2021年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	329,485	403,774
完成工事未収入金	8,643	34,357
販売用不動産	388,163	413,235
仕掛販売用不動産	—	5,266
未成工事支出金	216,053	338,571
その他	50,497	35,645
流動資産合計	992,843	1,230,849
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	120,015	154,642
減価償却累計額	△27,926	△35,379
建物及び構築物(純額)	※1 92,088	※1 119,262
機械装置及び運搬具	21,472	26,237
減価償却累計額	△16,218	△17,425
機械装置及び運搬具(純額)	5,254	8,811
土地	※1 69,200	※1 50,005
リース資産	4,456	4,456
減価償却累計額	△1,547	△1,918
リース資産(純額)	2,909	2,537
建設仮勘定	31,406	15,923
工具、器具及び備品	8,718	9,834
減価償却累計額	△5,005	△5,668
工具、器具及び備品(純額)	3,713	4,165
有形固定資産合計	204,571	200,706
無形固定資産	8,088	15,024
投資その他の資産		
繰延税金資産	14,598	13,898
その他	71,136	81,948
投資その他の資産合計	85,735	95,846
固定資産合計	298,395	311,577
資産合計	1,291,238	1,542,427

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年10月31日)	当中間連結会計期間 (2021年4月30日)
負債の部		
流動負債		
工事未払金	195,477	272,156
短期借入金	※1 25,100	※1 29,900
1年内返済予定の長期借入金	※1 93,049	※1 103,777
リース債務	2,188	2,188
未払法人税等	11,538	33,200
未成工事受入金	178,349	263,543
賞与引当金	25,955	19,800
完成工事補償引当金	3,812	4,687
その他	※2 85,070	※2 49,834
流動負債合計	620,542	779,090
固定負債		
長期借入金	※1 394,077	※1 418,059
リース債務	5,344	4,254
資産除去債務	4,540	8,314
その他	19,148	18,724
固定負債合計	423,111	449,352
負債合計	1,043,653	1,228,442
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
利益剰余金	237,585	303,984
株主資本合計	247,585	313,984
純資産合計	247,585	313,984
負債純資産合計	1,291,238	1,542,427

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2020年11月1日 至 2021年4月30日)
売上高	1,519,564
売上原価	1,165,029
売上総利益	354,535
販売費及び一般管理費	※1 258,890
営業利益	95,644
営業外収益	
受取利息	1
助成金収入	1,710
違約金収入	2,727
その他	3,619
営業外収益合計	8,057
営業外費用	
支払利息	3,170
その他	4
営業外費用合計	3,174
経常利益	100,527
特別損失	
固定資産除却損	※2 226
特別損失合計	226
税金等調整前中間純利益	100,300
法人税、住民税及び事業税	33,200
法人税等調整額	700
法人税等合計	33,901
中間純利益	66,399
親会社株主に帰属する中間純利益	66,399

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2020年11月1日 至 2021年4月30日)
中間純利益	66,399
中間包括利益	66,399
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	66,399
非支配株主に係る中間包括利益	—

③【中間連結株主資本等変動計算書】

当中間連結会計期間（自 2020年11月1日 至 2021年4月30日）

（単位：千円）

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	10,000	237,585	247,585	247,585
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する中間純利益		66,399	66,399	66,399
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	—	66,399	66,399	66,399
当中間期末残高	10,000	303,984	313,984	313,984

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2020年11月1日 至 2021年4月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益	100,300
減価償却費	11,663
賞与引当金の増減額(△は減少)	△6,155
完成工事補償引当金の増減額(△は減少)	875
受取利息及び受取配当金	△1
支払利息	3,170
助成金収入	△1,710
違約金収入	△2,727
固定資産除却損	226
売上債権の増減額(△は増加)	△25,714
たな卸資産の増減額(△は増加)	△98,172
仕入債務の増減額(△は減少)	76,679
未成工事受入金の増減額(△は減少)	85,193
その他	△22,819
小計	120,809
利息及び配当金の受取額	1
利息の支払額	△3,540
助成金の受取額	1,710
違約金の受取額	2,727
法人税等の支払額	△11,538
営業活動によるキャッシュ・フロー	110,168
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△56,204
有形固定資産の売却による収入	500
無形固定資産の取得による支出	△9,035
保険積立金の積立による支出	△3,344
敷金及び保証金の差入による支出	△6,387
その他	648
投資活動によるキャッシュ・フロー	△73,824
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(△は減少)	4,800
長期借入れによる収入	255,000
長期借入金の返済による支出	△220,290
リース債務の返済による支出	△1,090
割賦債務の返済による支出	△474
財務活動によるキャッシュ・フロー	37,945
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	74,288

現金及び現金同等物の期首残高	329, 485
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 403, 774

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

1 社

連結子会社の名称

株式会社CENO

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない関連会社のうち主要な会社等の名称

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

販売用不動産、仕掛販売用不動産、未成工事支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 7年～38年

機械装置及び運搬具 2年～6年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間連結会計期間に見合う分を計上しております。

② 完成工事補償引当金

建築物の瑕疵による損失及び補償サービス費用を補填するため、過去の完成工事に係る補償費等の実績を基準として算定した発生見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当中間連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当中間連結会計期間の費用として処理しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症は、当社グループの事業活動に影響を及ぼしておりますが、今後の広がり方や収束時期等を予測することは困難です。このため、繰延税金資産の回収可能性や減損損失の認識の判定等については、当中間連結会計期間末において入手可能な情報に基づき、その影響が翌連結会計年度以降も限定的であるとの仮定に基づき会計上の見積りを行っております。

(有形固定資産から販売用不動産への振替)

保有目的の変更により、有形固定資産の一部（「土地」及び「建物及び構築物」他50,241千円）を販売用不動産に振替えております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年10月31日)	当中間連結会計期間 (2021年4月30日)
建物及び構築物	27,106千円	26,248千円
土地	10,101千円	10,101千円
計	37,207千円	36,349千円
短期借入金	25,100千円	29,900千円
1年内返済予定の長期借入金	57,495千円	68,605千円
長期借入金	256,732千円	298,486千円
計	339,327千円	396,991千円

当該資産の根抵当権に係る極度額は、前連結会計年度末45,539千円、当中間連結会計期間51,200千円であります。

※2 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動性負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2020年11月1日 至 2021年4月30日)
役員報酬	36,050千円
給料手当	61,220千円
賞与引当金繰入額	12,653千円

※2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2020年11月1日 至 2021年4月30日)
機械装置及び運搬具	0千円
工具、器具及び備品	0千円
ソフトウェア	226千円
計	226千円

(中間連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間 (自 2020年11月1日 至 2021年4月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間 末株式数(株)
普通株式	200	199,800	—	200,000
合計	200	199,800	—	200,000

(注) 2021年3月12日開催の取締役会決議により、2021年4月1日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより普通株式の発行済株式総数は199,800株増加しております。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2020年11月1日 至 2021年4月30日)
現金及び預金	403,774千円
預入期間が3か月を超える定期預金	—
現金及び現金同等物	403,774千円

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません。

前連結会計年度（2020年10月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	329,485	329,485	—
(2) 完成工事未収入金	8,643	8,643	—
資産計	338,128	338,128	—
(1) 工事未払金	195,477	195,477	—
(2) 未成工事受入金	178,349	178,349	—
(3) 短期借入金	25,100	25,100	—
(4) 長期借入金（1年内返済 予定を含む）	487,126	486,091	△1,034
負債計	886,052	885,018	△1,034

当中間連結会計期間（2021年4月30日）

	中間連結貸借対照表 計上額（千円）	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	403,774	403,774	—
(2) 完成工事未収入金	34,357	34,357	—
資産計	438,131	438,131	—
(1) 工事未払金	272,156	272,156	—
(2) 未成工事受入金	263,543	263,543	—
(3) 短期借入金	29,900	29,900	—
(4) 長期借入金（1年内返済 予定を含む）	521,836	522,702	866
負債計	1,087,436	1,088,303	866

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 完成工事未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 工事未払金、(2) 未成工事受入金、(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額および科目名

該当事項はありません。

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	第1回 2021年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1.	普通株式 20,000株
付与日	2021年2月1日
権利確定条件	付与日(2021年2月1日)後、権利確定日(2023年2月1日)まで継続して勤務していること。 ただし、権利行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、執行役もしくは従業員の地位にあることを要する。(ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。)
対象勤務期間	2年間(自2021年2月1日 至2023年2月1日)
権利行使期間	定めておりません。
権利行使価格(円)(注)1. 2.	1,500円
付与日における公正な評価単価(円)	-

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、2021年4月1日付株式分割(普通株式1株につき1,000株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 1株当たりの金額を記載しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

営業所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主に7年から10年で見積り、割引率については0.02%から0.17%を採用し、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)	当中間連結会計期間 (自 2020年11月1日 至 2021年4月30日)
期首残高	4,534	4,540
有形固定資産の取得に伴う増加	—	3,768
時の経過による調整額	6	5
期末残高	4,540	8,314

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、サービス提供先別の事業部を置き、事業部は取り扱うサービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは事業部を基礎とした、サービス提供先別の事業セグメントから構成されており、「住宅事業」、「不動産事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

住宅事業 セミオーダー住宅や規格住宅の企画、設計・施工、請負事業
不動産事業 不動産の分譲、開発、販売、仲介事業

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

当中間連結会計期間（自 2020年11月1日 至 2021年4月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	住宅事業	不動産 事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	1,256,155	219,229	1,475,385	44,178	1,519,564	—	1,519,564
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	—	—	—	337	337	△337	—
計	1,256,155	219,229	1,475,385	44,516	1,519,901	△337	1,519,564
セグメント利益 又は損失(△)	185,036	22,992	208,028	△4,526	203,502	△ 107,857	95,644
セグメント資産	633,051	175,690	808,741	215,391	1,024,132	518,294	1,542,427
その他の項目							
減価償却費	6,065	—	6,065	1,504	7,570	4,093	11,663

有形固定資産及び無形固定資産の増加額	51,441	872	52,314	5,610	57,924	7,053	64,978
--------------------	--------	-----	--------	-------	--------	-------	--------

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、エクステリア事業及び宿泊事業等が含まれております。
2. 調整額の内容は以下のとおりです。
- (1) セグメント利益の調整額△107,857千円はセグメント間取引消去及び各事業セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は主に管理部門に係る費用であります。
- (2) セグメント資産の調整額518,294千円は各事業セグメントに配分していない全社資産であります。
3. セグメント利益又は損失は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。
4. 減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用と同費用に係る償却額が含まれております。

【関連情報】

当中間連結会計期間(自 2020年11月1日 至 2021年4月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間連結会計期間(自 2020年11月1日 至 2021年4月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当中間連結会計期間(自 2020年11月1日 至 2021年4月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当中間連結会計期間(自 2020年11月1日 至 2021年4月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)	当中間連結会計期間 (自 2020年11月1日 至 2021年4月30日)
1株当たり純資産額	1,237.93	1,569.92

(注) 当社は2021年4月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額を算定しております。

項目	当中間連結会計期間 (自 2020年11月1日 至 2021年4月30日)
1株当たり中間純利益	332.00
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	66,399
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	66,399
普通株式の期中平均株式数(株)	200,000

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 当社は2021年4月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり中間純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(ブックビルディング方式に準拠した特定投資家向け取得勧誘による新株式の発行)

当社は、2021年7月28日に、TOKYO PRO Marketに上場しました。当社は上場にあたり2021年6月25日開催の取締役会において、ブックビルディング方式に準拠した特定投資家向け取得勧誘による新株式の発行を決議し、2021年7月27日に払込が完了いたしました。

ブックビルディング方式に準拠した特定投資家向け取得勧誘による新株発行の概要

(1) 払込期日	2021年7月27日
(2) 発行新株式数	普通株式 16,500株
(3) 発行価格	1株につき11,460円
(4) 発行価格の総額	189,090,000円
(5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金 94,545,000円 増加する資本準備金 94,545,000円
(6) 募集又は割当方法	特定投資家向け取得勧誘により、以下のとおり割り当てます。 法人 15社 16,500株
(7) 資金の使途	新規拠点開発のための費用、人材採用のための費用、不動産の取得のための費用に充当する予定です。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年7月29日

株式会社アーバンライク

取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

札幌事務所

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

堀 俊 介

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

堀 口 佳 孝

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アーバンライクの2020年11月1日から2021年10月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2020年11月1日から2021年4月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アーバンライク及び連結子会社の2021年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2020年11月1日から2021年4月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2021年6月25日開催の取締役会において、ブックビルディング方式に準拠した特定投資家向け取得勧誘による新株式の発行を決議し、2021年7月27日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準

に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。